

令和6年

第1回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和6年1月15日（月）
開会 16時00分 閉会 16時32分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

・【議事等】

1 その他

(1) 令和5年12月定例県議会について

2 議事

第1号議案 福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 山本博康、教育総務部長 松永一雄、
教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 富松文夫、教職員課長 日高吉三郎、
高校教育課長 馬渡寛子、義務教育課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第1回教育委員会会議定例会を開催いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配布している資料のとおりです。審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

したがいまして、本日の会議は、公開にて審議いたします。

それでは、その他(1)「令和5年12月定例県議会について」を上田副教育長、お

願います。

○その他（１） 令和５年１２月定例県議会について

【上田副教育長】

それでは、令和５年１２月定例県議会について御報告させていただきます。

＜上田副教育長が資料に沿って説明＞

【上田副教育長】

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【吉田教育長】

本案件について御意見や御質問がありましたらお願いたします。

【堤委員】

１０ページの採用試験の二次試験というのは、ペーパーがなくなるということですか。

【日高教職員課長】

一次試験はペーパーテストを実施しておりまして、二次試験は実技試験や面接試験を実施しています。一次試験のペーパーテストを三年生の時に合格すると、二次は四年生で実技や面接を受験する、ということです。

【堤委員】

そういうことですね。それと、第一志望でないとだめなのでしょうか。

【日高教職員課長】

考え方になるのですが、できるだけ多くの人に受けていただきたいという思いがある一方で、腕試しだけで受けていただくのはどうかということもあります。三年生の段階ですので、はっきり進路志望はできていないと思うのですが、一応福岡県を第一志望としている人に受けていただきたいと思っています。

【堤委員】

ありがとうございます。それと、１５ページのアントレプレナーシップを簡単に説明していただきたいです。

【馬渡高校教育課長】

アントレプレナーシップ教育については、答弁の1行目に記載しているとおり、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していくアントレプレナーシップを育成するために、創造力やチャレンジ精神、課題設定・解決能力等を培うような教育ということで、社会課題など課題を見つけて、どういう解決方法が考えられるかといったことを創造的に考えていける教育活動と認識しております。

【堤委員】

そういった取組は最近学校でしていることだと思うのですが、具体的にこういうところが特徴的な取組をしているというのはございますか。

【馬渡高校教育課長】

アントレプレナーシップは広い概念になろうかと思えますけれども、特徴的な取組としては、これも答弁でお答えしているのですが、例えば県立糸島高校では地元のスartアップ企業等と連携して衛星データの利活用をしながらの課題解決のプロジェクトに取り組んでいたり、県立朝倉東高校では高校生が運営する株式会社を県内で初めて令和3年度に設立して、その株式会社は生徒が社員となっています。そのようなことを通じてアントレプレナーシップ教育に取り組んでいる事例がございますので、そういったことも含めて御答弁しております。

【堤委員】

産学協同という言葉と何が違うのでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

アントレプレナーシップ教育は先ほど申し上げた定義になりますが、実際の実践に当たっては、大学の先生方や地域の方、産業界の方と連携して取り組むことが多くあろうかと思えます。棲み分けがあるというよりは、アントレプレナーシップ教育は新たな価値を生み出していくような力を育成する、産学協同というのは手法として産業界や大学と連携すると認識しています。

【堤委員】

手法と手段ということでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

そういうことではないかと考えております。

【堤委員】

ありがとうございます。

【吉田教育長】

ほかに御意見や御質問等はありませんか。

【久保委員】

不登校の現状についてですが、5ページに令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒数は直近3年間で1.7倍増加したとありますが、福岡県はどこまでの増加を許容するのでしょうか。前回の資料では7～8%だったと思いますが、どこまでを限界値として考えているのでしょうか。自分は15%以上になったら全く別の組織や体制が必要になると思います。その時には予算人員等必要になるでしょうし、このままだと数年後にそのような状況になると思っています。どうでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

令和4年度の現状は、小中学校の不登校の割合は3.6%、近年急増しております。今後3.6%よりも高くなると思っております。義務教育課の受け止めとしましては、学校に通う意味、学校の役割は重要なものでありまして、やはり社会的自立ということを考えますと、子どもたちに学校に通っていただきたいと思っております。不登校児童生徒の増加は重く受け止め、喫緊の課題と捉えています。一方で、それぞれのお子さんや家庭の事情があって学校に通うことができない子どもに対してしっかりと支援を行うことも今後取組んでいきたいと思っております。そして何%までは許容できるかということにつきましては、なかなか難しい御質問でありまして、現状不登校の子に対する支援をしっかりと行い、新たな不登校を生まない学校の役割を果たさせていくことが課題であると考えています。

【久保委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

そのほか御意見や御質問はありませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、終了いたします。

続いて、第1号議案「福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を日高教職員課長、お願いします。

○第1号議案 福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

【日高教職員課長】

それでは、福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

＜日高教職員課長が資料に沿って説明＞

【日高教職員課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問がありましたらお願ひいたします。

【松浦委員】

職務の内容について質問します。6ページの2は一番下、3は一番上ですが、2の一番下は各教科等における指導への参画、それに対して栄養教諭については各教科等における食に関する指導への参画となっていて、養護教諭の方は何々に関する事という文言が入っていないのは、なぜでしょうか。

【日高教職員課長】

この規定は国が示しているサンプルですが、養護教諭の方は基本的に保健の授業の指導を行ったり、場合によっては総合的な学習の時間であるとか道徳など心の教育に関わったりする部分が主になります。一方栄養教諭は食に関する指導ということで、ある意味限定されているものですから、衛生管理としていると、そのように考えております。

【松浦委員】

割とこの違いを見ると、養護教諭はいろんなところに使われそうだなという気がしました。各教科等における保健に関する指導と書いていけばより、1番左の区分がそうになっているからなのですけれども、そのように思いました。以上です。

【吉田教育長】

そのほか、御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

6 ページに養護教諭と養護助教諭と書いていますが、教諭と助教諭の区別はないのですか。

【日高教職員課長】

助教諭というのはいわゆる臨時免許状を持って働いている者を言います。

【堤委員】

教諭を補助するという意味ではないのですね。

【日高教職員課長】

はい。やっている職務は全く同じです。免許を区別する上で、養護教諭の免許を持っていなくて臨時免許状で働いている者です。一方栄養教諭は臨時免許がございませんので、そのような規定がないということです。

【吉田教育長】

そのほか、御意見や御質問等はありませんか。

【松浦委員】

今の件ですけれども、学校教育法でいう養護助教諭という項目はないのでしょうか。養護教諭しか学校教育法には書かれていないということですか。

【日高教職員課長】

学校教育法上は養護助教諭の記載はあります。

【松浦委員】

何々を司るといった記述は何と書いているのでしょうか。

【日高教職員課長】

仕事の内容は一緒でございますので、養護教諭の内容を使っているのでは無いかと思います。

【松浦委員】

先ほど堤先生がおっしゃったように養護教諭と同じ、司的なことではなく、助ける的なことが書かれていると思うのですが。

【日高教職員課長】

すみません。養護教諭の職務を助けると書かれております。

【松浦委員】

助ける人が主たる司的なところに載っているのはちょっと違うのではないかと。福岡県で言うと、「養護教諭（期限付）」と今いっている人たちのことではないでしょうか。数年前から養護助教諭と発令されている人が少なくなってきて、「養護教諭（期限付）」となり、1年間というか365日、350日くらい。養護助教諭では無いかなと思うのですが、免許を持っていない人がこれをするというのはちょっと重いかなと思います。

【日高教職員課長】

整理させてください。

【松浦委員】

よろしく申し上げます。

【吉田教育長】

今のところは教育長が別に定めるのところについては、参考程度にということになるので、規則自体に影響はないということになります。その後の細かい定義についてはこれから検討するというところでよろしいでしょうか。

【松浦委員】

はい。

【吉田教育長】

そのほか、御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にならぬようにございますので、本議案については、可決いたします。
本日の会議の議題は以上でございます。これで会議を終了いたします。

(1 6 : 3 2)